

樹木採取者公募の公示

令和 6 年 10 月 9 日

日野川河川事務所長 菅野 秀治

次のとおり、「日野川河川事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取

2. 公募内容：河川内支障樹木の伐採・搬出（採取区域等は公募説明書のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用の両立を図っていくものです。

3. 採取時期

令和 6 年 11 月 8 日（金）から令和 7 年 2 月 19 日（水）まで【予定】

4. 採取場所

鳥取県米子市上福原地先から鳥取県西伯郡南部町倭地先の日野川及び法勝寺川
河川敷内（別紙 樹木等採取予定箇所図のとおり）

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者であること。
- ② 過去 3 年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 暴力団構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者であること。
- ② 過去 3 年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近 1 年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式及び伐採作業計画書を提出期限までに、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、現地及び許可条件（特に第8条～第13条）を確認のうえ、提出すること。

② 提出期限

令和 7年 1月16日（木）まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③ 提出先・問い合わせ先

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課 管理係

電 話 0859-27-2420

電子メール hngw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行うこと。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順としますが、応募者が多数の場合は選定されない場合があります。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。